

令和 5 年 4 月 1 日

業者各位

東大阪市行政管理部契約検査室契約課

東大阪市電子入札システム IC カードの名義人に関する経過措置について

本市の「東大阪市電子入札運用基準」においては、ICカード名義人について以下のように記載しております。

電子入札に参加できる者は、東大阪市の入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、システムにICカード登録(利用者登録)をしている者とする。

なお、ICカードの名義は、次のいずれかであることとする。

ア 入札参加有資格者名簿に登録されている者の代表者(以下「代表者」という。)

イ 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について、入札参加有資格者名簿の有効期間を通じた委任状により委任を受けた者(以下「受任者」という。)

東大阪市及び東大阪市上下水道局に申請中の登録事項(入札参加有資格者名簿の登録事項)について変更が生じた場合は、必要書類を添付し、速やかな変更届のご提出をお願いしております。

しかし、代表者変更等に伴う IC カードの名義人変更の手続きについては相当の時間を要することから、「旧ICカード使用依頼書」を提出した場合に限り、以下の経過措置の内容に該当する者(前任の代表者等)による入札行為を有効とする経過措置を設けます。

●経過措置の依頼方法

「旧ICカード使用依頼書」を本市ウェブサイトよりダウンロードし、措置を依頼する入札日等の必要事項を記入し、依頼する入札日前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)午後5時までに、東大阪市役所契約課窓口(本庁12階)へ直接提出(郵送不可)してください。

※提出時には必ず、ICカード再発行のお手続きをしていることが確認できる資料等を合わせて提出してください。

●経過措置の適用対象

適用対象となるのは、以下の両方を満たす入札案件です。

- ・「旧ICカード使用依頼書」の提出日時時点で公告されていること
 - ・入札日が「旧ICカード使用依頼書」契約課受理日の翌日以降であること
- ※「旧ICカード使用依頼書」の提出日が入札日である案件は含まれません。

●経過措置で有効となる行為

・「旧ICカード使用依頼書」が受理された後、指定した入札日に、そこに記載された者を名義人とするICカードを使用して行った入札行為。

※「旧 IC カード使用依頼書」による依頼を完了した後、入札日時点で東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている代表者及び受任者(以下、現代表者及び現受任者)を名義人とするICカードでの応札が可能になった場合に、そのICカードを使用して行う入札行為も有効とします。

※「旧ICカード使用依頼書」に記載できる名義人は、入札日時点の現代表者及び現受任者へ変更する前に東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていた者に限ります。

●「旧ICカード使用依頼書」の提出があっても受理しない場合

・「旧ICカード使用依頼書」が指定する入札日の前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)の午後5時までに提出されていない場合。

・「旧ICカード使用依頼書」が経過措置の適用対象外の入札日を指定している場合。

※指定する入札日当日に旧ICカード使用依頼書の提出が行われても、経過措置は行いません。

※指定する入札日より後日に旧ICカード使用依頼書の提出が行われても、遡及して経過措置は行いません。

・現代表者及び現受任者の前任より前の代表者及び受任者を名義人とする IC カードを使用して入札を行った場合。

※この経過措置は、変更手続きを適正に行っても処理に要する時間の関係により、入札日までにICカードの発行が間に合わない場合に救済する措置です。

●適用時期

令和5年4月1日以降の公告分より実施します。